

# 新潟市 第1回区域会議

平成26年7月18日

新潟経済同友会・代表幹事 池田 弘

## ① 農業生産法人の出資要件の緩和

➡ ・革新的農業の展開  
・6次産業化の推進

## 【現状】

出資者の要件	出資可能割合
農業者以外(原則)	25%以下
6次産業化法等の認定者	50%未満



## 【緩和後】

出資者の要件	出資可能割合
農業者と連携する企業	50%以上

※ただし、一定期間の営農実績があることや引き続き営農すると認められる場合に限る。

## 【今後の事業展開】

- i) 農業生産法人への株式会社等からの出資により「規模の拡大」を促進
- ii) コンビニなどの小売業界との連携により、収穫物の販売先確保
- iii) 加工米などの多品目栽培を促進。食用米のみならず、酒米、米菓用、米粉用のコメの栽培
- iv) コメの中国、東南アジア、ロシアなどへの輸出の促進

## ② 一体的な保税地域の設置の推進

➡ ・農産物や食品の輸出を促進  
・6次産業化の推進

## 【現状】

保税地域や保税工場は施設ごとに設定される。

## 【緩和後】

食品加工工場や展示場など、土地を所有又は管理する法人が異なる関係施設間においても、一体的な保税地域として運用ができるようにする。

## 【今後の事業展開】

一体的な保税地域の設置により、農産物や食料の輸出取り扱い高を増大させる。

### ③ 農業ベンチャーに係る外国人材等の受入れ



- ・外国人の創業支援
- ・地域の中小企業のグローバル化の促進

#### 【現状】

- i) 留学生等の外国人が卒業後、就職のために在留資格を変更する場合
  - ① 学士もしくは高度専門士以上の学歴
  - ② 受け入れ先企業の安定性などが、実質的審査の基準になっている。
- ii) 外国人が「投資・経営」の在留資格で起業する場合
  - ① 常勤雇用2名以上または500万円以上の投資、②事務所の設置が、その許可要件となっている。

#### 【緩和後】

- i) 留学生等の外国人が、創業5年以内の農業ベンチャーに就職するために在留資格を変更する際、
  - ① 高卒でも、調理士などの資格を持つ等、一定の条件を満たす場合
  - ② 就職先が中小企業であっても、その企業が一定の条件を満たす場合には、在留資格の変更を認める。
- ii) 外国人が農業ベンチャーを起業する場合  
常勤雇用条件、最低投資条件、事業所設置条件、それぞれについて緩和する。

#### 【今後の事業展開】

- ・新潟市内の大学、専門学校等に在籍する外国人留学生は、現在約1000名おり、彼らの新潟市での就職・起業が促進される。
- ・多くの留学生、就労外国人の来港を期待でき、農業・食品分野での労働力不足の緩和に繋がる。

※ 東京入国管理局新潟出張所の権限を強化し、ビザの発給・更新手続きを簡素化、円滑化

#### ④ 獣医師養成系大学・学部の新設



- ・農業経営の複合化
- ・農産物や食品の輸出を促進
- ・安心、安全な食の提供

##### 【現状】

- ・獣医師養成系大学・学部の新設は、文部科学省の通達により抑制されている。
- ・現在、当該学部設置大学は、全国で16大学にとどまり、特に北陸・信越地区には存在しない。

##### 【緩和後】

- 新潟市を中心とした北陸・信越地区に若い獣医師を供給することにより、高度な酪農・畜産技術を基盤とした水稻、施設園芸等の複合経営が促進される。
- 渡り鳥等の飛来に起因する疫病等の予防および対策の強化が図られる。
- 農産物や食品の輸出入体制が強化される。

##### 【今後の事業展開】

2017年4月開校予定の開志大学(仮称)に獣医師養成系学部を設置する。

#### ⑤ 税制(法人税など)改正の検討



- ・創業・ベンチャー支援

##### 【現状】

- ・創業間もない農業ベンチャー企業にとっては、キャッシュの確保が重要である。

##### 【今後の事業展開】

- ・創業間もない農業ベンチャー企業に対する法人税やエンジェル税制などについて緩和し、成長を後押しするとともに、新たな創業を促進する。